

資 料

外国民事訴訟法研究 (31)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加 藤 哲 夫)

大韓民国非訟事件手続法邦語試訳 (2・完)

金 炳 学

大韓民国非訟事件手続法邦語試訳（2・完）

第95条（会社管理人の会社財産状態報告等）

①法院は、その選任した管理人に財産状態を報告して、管理計算をすることを命ずることができる。この裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

②利害関係人は、第1項の報告及び計算に関する書類の閲覧を申請し又は手数料を納付して、その謄本の交付を申請することができる。

③検事は、第2項の書類を閲覧することができる。

第96条（費用の負担）

①法院が、「商法」第176条第2項の規定によって、職権で裁判をした場合又は申請に相応する裁判をした場合には、裁判前の手続及び裁判の告知費用は会社の負担とする。法院が命じた処分に必要な費用についても、同様とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②法院が、原告人の申請に相応する裁判をした場合には、原告手続の費用及び原告人の負担となった前審の費用は、会社の負担とする。

第97条（解散命令請求者の担保提供）

「民事訴訟法」第120条第1項及び第121条乃至第126条の規定は、「商法」第176条第3項の規定によって、提供する担保にこれを準用する。

〔本条改正 2002. 1. 26, 2007. 7. 27〕

第98条（設立無効判決の確定と登記嘱託）

会社設立を無効とする判決が確定したときは、第一審受訴法院は、会社の本店及び支店の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

第99条（合併等の無効判決の確定と登記嘱託）

第98条は、会社の合併、株式会社の分割又は分割合併を無効とする判決が確定した場合に準用する。

〔全文改正 2007. 7. 27〕

第100条（合併会社の債務負担部分の決定の裁判）

第75条第1項、第78条及び第85条第3項の規定は、「商法」第239条第3項（同法第269条及び同法第530条第2項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に、これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第101条（有限会社及び外国会社営業所閉鎖への準用）

①第76条乃至第81条、第83条乃至第85条、第88条、第89条及び第100条の規定は、有限会社にこれを準用する。

②第90条乃至第97条の規定は、外国会社の営業所の閉鎖を命ずる場合に、これを準用する。

第102条（持分差押債権者の保全請求）

①「商法」第224条第1項ただし書（同法第269条において準用する場合を含む。）

の規定による予告をした債権者は、会社の本店の所在地の地方法院の合議部に持分払戻請求権の保全に関して、必要な処分をすることを請求することができる。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第75条第1項及び第78条の規定は、第1項の請求に対する裁判に、これを準用する。

第103条 (社員超過の認可申請)

「商法」第545条第1項ただし書の規定による認可申請は、その事由を疎明し総社員がこれを行わなければならない。ただし、会社成立後の場合には、理事の共同申請とすることができる。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

第104条 (有限会社の株式会社からの合併認可申請)

「商法」第600条第1項の規定による認可申請は、合併をする会社の理事及び監事の共同申請で行わなければならない。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第105条 (有限会社の組織変更の申請)

第104条の規定は、「商法」第607条第3項の規定による認可申請をする場合に、これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第106条 (有限会社の合併認可申請等に関する裁判)

第81条の規定は、第103条乃至第105条の規定による申請がある場合に、これを準用する。

第107条 (その他の登記嘱託をする場合)

次の各号のうちいずれかに該当するときは、第一審受訴法院は、会社の本店及び支店の所在地の登記所に、その登記を

嘱託しなければならない。

〔本項改正 2001. 7. 24〕

1. 会社の清算人の解任の裁判があるとき。

2. 合名会社、合資会社又は有限会社の設立を取り消す判決が確定したとき。

3. 合名会社又は合資会社の社員の除名又はその業務執行権限又は代表権の喪失の判決が確定したとき。

4. 株式会社の理事、監事、代表理事又は清算人若しくは有限会社の理事、監事又は清算人の職務を、一時、行う者を選任したとき。

5. 削除 [2002. 1. 26]

6. 株式会社の理事又は監事若しくは有限会社の理事の解任の判決が確定したとき。

7. 株式会社の設立総会若しくは株主総会又は有限会社の社員総会が決議した事項が登記せられた場合において、決議の取消し、決議無効確認又は決議不存在確認若しくは不当決議の取消し又は変更の判決が確定したとき。

8. 株式会社の新株発行又は資本減少の無効の判決が確定したとき。

9. 株式会社の株式の交換又は移転の無効の判決が確定したとき。

10. 有限会社の資本増加又は資本減少の無効の判決が確定したとき。

第108条 (登記嘱託書の添付書面)

この法律によって、法院が会社の本店及び支店の所在地の登記所に登記を嘱託するときは、嘱託書に裁判の謄本を添付しなければならない。

〔後段削除 2007. 7. 27〕

第2章 社債に関する事件

第109条 (管轄法院)

「商法」第439条第3項 (その準用規定

を含む。), 第481条, 第482条, 第483条第2項, 第490条, 第491条第3項, 第496条及び第507条第1項の規定による事件は, 社債を発行した会社の本店所在地の地方法院の合議部の管轄とする。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第110条 (社債募集の受託会社に関する裁判)

①「商法」第481条の規定による許可, 同法第482条の規定による解任又は同法第483条第2項の規定による選任申請に対する裁判は, 利害関係人の意見を聴いた後, 理由を附した決定により行わなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②申請を認容した裁判に対しては, 不服を申し立てることができない。

③申請を認容しない裁判に対しては, 即時抗告をすることができる。

第111条 (社債権者集会の決議許可申請)

①「商法」第490条の規定による許可の申請は, その事由を疎明して, 社債権者集会の招集権者が, これを行わなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第110条の規定は, 第1項の申請がある場合に, これを準用する。

第112条 (社債権者集会の招集許可申請)

第80条及び第81条の規定は, 「商法」第491条第3項の規定による許可申請に

これを準用する。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

第113条 (社債権者集会の決議認可申請)

①「商法」第496条の規定による決議の認可を申請する場合には, 議事録を提出しなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第78条, 第85条第3項及び第110条第1項の規定は, 第1項の申請がある場合に, これを準用する。

第114条 (社債募集委託の報酬等負担許可申請)

①「商法」第507条第1項の規定による許可申請は, 社債募集の委託を受けた会社, 代表者又は執行者が行わなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第113条第2項の規定は, 第1項の申請がある場合に, これを準用する。

第115条 (社債権者異議期間延長の申請)

第110条の規定は, 「商法」第493条第3項 (同法第530条第2項において準用する場合を含む。) の規定による期間の延長の許可申請がある場合に, これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第116条 (検事の不参加)

第15条の規定は, この章の手続には, これを適用しない。

第3章 会社の清算に関する事件

第117条 (管轄法院)

①合名会社及び合資会社の清算に関する事件は, 会社の本店所在地の地方法院の管轄とする。

②株式会社及び有限会社の清算に関する事件は, 会社の本店所在地の地方法院

の合議部の管轄とする。銀行, 無尽業又は無尽管理業を経営する会社の清算に対する監督も, 同様とする。

第118条 (法院の監督)

①会社の清算は, 法院の監督を受ける。

②法院は、会社の業務を監督する官庁に対して、意見の陳述を要請し又は調査を囑託することができる。

③会社の業務を監督する官庁は、法院に対して、その会社の清算に関して意見を陳述することができる。

第119条（清算人の選任、解任等の裁判）

清算人の選任又は解任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。法院が、銀行、無尽業又は無尽管理業を経営する会社の清算の監督に関してした命令に対しても、同様とする。

第120条（清算人の業務代行者）

第84条及び第85条の規定は、株式会社及び有限会社の清算人にこれを準用する。

第121条（清算人の欠格事由）

次の各号のうちいずれかに該当する者は、清算人として選任することができない。

〔本条改正 2005. 3. 31〕

1. 未成年者。
2. 禁治産者及び限定治産者。
3. 資格が停止し又は喪失した者。
4. 法院から解任された清算人。
5. 破産宣告を受けた者。

第122条（検査人）

法院は、特別に選任した検査人に、銀行、無尽業又は無尽管理業を経営する会社の清算業務及び財産状態を検査させることができる。

第123条（清算人、検査人の報酬）

第77条及び第78条の規定は、法院が、清算人又は第122条の規定による検査人を選任した場合に、これを準用する。

第124条（鑑定人の選任費用）

法院が、「商法」第259条第4項又はその準用規定によって鑑定人を選任した場合には、その費用は会社の負担とする。鑑定人の召還及び審問の費用の場合についても、同様とする。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第125条（鑑定人選任の手續、裁判）

第58条及び第59条の規定は、第124条の鑑定人の選任手續及び裁判にこれを準用する。

第126条（清算人の弁済の許可の申請）

第81条第1項及び第82条の規定は、「商法」第536条第2項又はその準用規定による許可の申請に、これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第127条（書類の保存人の選任の裁判）

「商法」第541条第2項又はその準用規定による選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第128条（外国会社の営業所閉鎖の場合の清算手續）

この章の規定は、その性質上許されない場合を除いて、「商法」第620条の清算にこれを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第4章 商業登記

第1節 登記所及び登記官

第129条乃至第135条 削除〔2007. 7. 27〕

第2節 登記等

第136条乃至第146条 削除〔2007. 7.

27〕

第3節 登記手續

第1款 通則

第147条～乃至63条 削除〔2007. 7. 27〕

第2款 商号の登記

第164条乃至第172条 削除〔2007. 7. 27〕

第3款 無能力者と法定代理人

第173条乃至第178条 削除〔2007. 7. 27〕

第4款 支配人の登記

第179条乃至第181条 削除〔2007. 7. 27〕

第5款 合名会社の登記

第182条乃至第199条 削除〔2007. 7. 27〕

第6款 合資会社の登記

第200条乃至第201条 削除〔2007. 7. 27〕

第7款 株式会社の登記

第202条乃至第218条 削除〔2007. 7. 27〕

第8款 有限会社の登記

第219条乃至第227条 削除〔2007. 7. 27〕

第9款 外国会社の登記

第228条乃至第231条 削除〔2007. 7. 27〕

第10款 登記の更正及び抹消

第232条乃至第238条 削除〔2007. 7. 27〕

第11款 電算情報処理組織による商業登記事務の処理に関する特例〔本款新設 1994. 12. 31〕

第238条の2乃至第238条の5 削除〔2007. 7. 27〕

第4節 異議等

第239条乃至第246条 削除〔2007. 7. 27〕

第4編 補則

第247条（過怠料事件の管轄）

過怠料事件は、他の法令に特別の規定がある場合を除いて、過怠料に処する者の住所地の地方法院の管轄とする。

第248条（過怠料の裁判の手続）

①過怠料の裁判は、理由を附した決定により行わなければならない。

②法院は、裁判をする前に当事者の陳述を聴いて、検事の意見を求めなければならない。

③当事者及び検事は、過怠料の裁判に対して、即時抗告をすることができる。この場合において、抗告は、執行停止の効力を有する。

④過怠料の裁判手続の費用は、過怠料に処する旨の言渡しがある場合には、その言渡しを受けた者の負担とし、その他

の場合には国庫の負担とする。

⑤抗告法院が、当事者の申請を認める裁判をしたときには、抗告手続の費用及び前審において当事者の負担となった費用は、国庫の負担とする。

第249条（過怠料裁判の執行）

①過怠料の裁判は、検事の命令でこれを執行する。この場合には、その命令は執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

②過怠料裁判の執行手続は、「民事執行法」の規定に従う。ただし、執行をする前に裁判の送達はしない。

〔前段改正 2002. 1. 26, 2007. 7. 27〕

第250条（略式裁判）

①法院は、相当であると認めるときは、当事者の陳述を聴くことなく、過怠

料の裁判をすることができる。

②当事者及び検事は、第1項の裁判の告知を受けた日から一週間内に異議の申請をすることができる。

③第1項の裁判は、異議の申請によって、その効力を失う。

④異議の申請があるときには、法院は、当事者の陳述を聴いて、更に、裁判をしなければならない。

第251条（外国人に関する非訟事件手続）

外国人に関する非訟事件手続として条約によって特別に定められていない事項は、大法院規則が定める。

附則〔第4423号, 1991. 12. 14〕

第1条（施行期日）

この法律は、1992年2月1日から施行する。

附則〔第4834号, 1994. 12. 31〕

この法律は、1995年1月1日から施行する。

附則〔第5206号, 1996. 12. 30〕

第1条（施行期日）

この法律は、1997年1月1日から施行する。ただし、第147条第3項及び第159条第16号の改正規定は1997年7月1日から施行する。

附則〔第5591号, 1998. 12. 28〕（商法）

第1条（施行期日）

この法律は、公布した日から施行する。ただし、第382条の2の改正規定は公布後6月が経過した日から施行する。

附則〔第5592号, 1998. 12. 28〕（不動産登記法）

第1条（施行期日）

この法律は、公布した日から施行する。

附則〔第6086号, 1999. 12. 31〕（商法）

第1条（施行期日）

この法律は、公布した日から施行する。

附則〔第06498号, 2001. 7. 24〕

この法律は公布した日から施行する。

附則〔第6526号, 2001. 12. 19〕

第1条（施行期日）

この法律は、2002年1月1日から施行する。

附則〔第6626号, 2002. 1. 26〕（民事訴訟法）

第1条（施行期日）

この法律は、2002年7月1日から施行する。

附則〔第6627号, 2002. 1. 26〕（民事執行法）

第1条（施行期日）

この法律は、2002年7月1日から施行する。

附則〔第7357号, 2005. 1. 27〕（弁護士法）

第1条（施行期日）

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

〔ただし書省略〕

附則〔第7428号, 2005. 3. 31〕（債務者回生及び破産に関する法律）

第1条（施行期日）

この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

附則〔第8435号, 2007. 5. 17〕（家族関係の登録等に関する法律）

第1条（施行期日）

この法律は、2008年1月1日から施行する。

〔ただし書省略〕

附則〔第8569号, 2007. 7. 27〕

第1条（施行期日）

この法律は、2008年1月1日から施行する。ただし、第66条第1項及び第67条

の改正規定（「商業登記法」第12条，第18条第2項及び第4項の準用の部分に限る。）は，2008年4月1日から施行する。
附則〔第8581号，2007. 8. 3〕（商法）

第1条（施行期日）

この法律は，公布後一年が経過した日から施行する。

〔ただし書省略〕

第2条乃至第8条 省略

第9条（他の法律の改正）

①省略

②非訟事件手続法一部を，次の通り改正する。

第72条第5項中「同法第804条第1項」

を「同法第808条第1項」とする。

③乃至⑤省略

附則〔第10580号，2011. 4. 12〕（不動産登記法）

第1条（施行期日）

この法律は，公布後6ヵ月が経過した日から施行する。

附則〔第10924号，2011. 7. 25〕（信託法）

第1条（施行期日）

この法律は，公布後一年が経過した日から施行する。

第2条乃至第4条 省略

【訳者後記】

本稿執筆にあたり，早稲田大学法学学術院教授であらせられる梅善夫先生より，貴重な御教示をいただいた。この場をお借りし，心より厚く御礼申し上げます。

本稿が，日韓・韓日の訴訟制度論の研究及び交流のさらなる発展に，寄与するところがあるとすれば，訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき，両国の学術・実務交流にむけ，鋭意，努めて参りたい。

（2013年5月1日 校了）

【付記】

本稿は，財団法人民事紛争処理基金平成25年度研究助成による研究成果の一部である。